

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		小規模特認校入学申請者ファイル	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		教育部教育指導課	
個人情報ファイルの利用目的		小田原市立の学校の小規模特認校の入学手続に関する要綱に基づく入学者の選定及び選定に伴う連絡等を行うために利用する。	
記録項目		1 保護者氏名 2 保護者電話番号 3 児童住所(郵便番号) 4 児童氏名 5 来年度の学年 6 児童の保護者との続柄 7 指定校 8 児童生年月日 9 入学を希望する理由 10 特認校への通学経路 11 特認校の見学の状況 12 就学条件の確認	
記録範囲		小規模特認校への入学申請を行った保護者及び対象児童	
記録情報の収集方法		保護者からの入学申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	(所在地)	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種類		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		—	